

《動産補償制度》

◆自走式建設機械（車両登録ナンバー無し）及び一般建設機械器具等

免責金 （お客様ご負担金）※2	部分損（※1）：1事故1台につき（修理費用）
	20万まで：全額 100万以下：20万+10% 100万以上：30%
	全損（※1）：本体新品価格の30%
	※1) 損害の状況及び内容に応じて上記金額に囚われず時価相当額を上限に本体新品価格の30%～80%の免責金をご負担頂く場合があります。 ※2) 免責金には別途消費税がかかります。

※ 一定期間内に事故を重ねた場合には、お客様の負担額が増額されます。

※ 全損とは、事故による損害が著しく原状回復・修復ができない状態と当社が判断した場合をいいます。

※ 盗難事故は補償の対象外です。機械代および付随した費用の実費を全額ご負担頂きます。

※ その他、いずれの場合も保険会社の約款および規定に準じたお支払いになります。

※ 免責事項に触れた場合、お客様に部分損は現状復旧実費、全損は流通価格相当額を全額ご負担頂きます。

《主な免責事項》

- 被保険者または第三者に対する損害賠償および商機の逸失、使用不能損などの間接損害
- 故意または重過失および詐欺または横領によって生じた損害
- 直接であると間接であるとを問わず、戦争、核危険による損害や地震、噴火、津波等の天災による損害
- 汚れや擦傷による損害や機能の喪失または低下を伴わない損害
- 紛失、置き忘れ、詐欺、盗難による損害
- 日本国外で生じた事故による損害
- 修理・点検・加工・清掃等の作業中の損害
- オイル不足によるエンジンの焼付けなど技術拙劣による損害
- 地中もしくは水中にある間または空中に浮遊している間に生じた損害
- 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ（崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。）
落石等の水災によって生じた損害またはこれらに随伴して生じた損害
- 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みまたは雨漏りによって生じた損害
- 消耗品の破損および消耗、摩擦による損害
- 管球類、ガラス部
- 電氣的、機械的の事故による損害
- 破損、故障により発生した人件費や材料費の損害
- 原因不明の消滅または損失、不足の損害
- 機械の部分的盗難や警察の証明が出ない盗難事故
- その他、当社引受保険会社の保険約款・規定で免責に該当するもの

《各種補償における補償対象外（除外）規定》

弊社扱いの各種補償において、下記に定めた事項に該当する場合等には、各種補償および保険を提供（使用）できないのでご注意ください。

- 1) 被保険者の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 2) 台風・土砂崩れ・洪水等または高潮によって生じた損害
- 3) 地震、噴火または津波によって生じた損害
- 4) 戦争、外国の武力行使、武装反乱等その他これらの類似の事変または暴動によって生じた損害
- 5) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- 6) 2) から5) までの事由によって発生した事故の拡大
- 7) 相手方に対し損害賠償を求められる求償事故の場合
- 8) 被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特別な約定を締結している場合に、その約定によって被る損害
- 9) 被保険者の所属する会社の従業員及び被保険者が元請となって使用している使用人の身体および財物（管理下含む）
- 10) 被保険者及びその家族及び被保険者の所属する会社の従業員の所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合によって被保険者が被る損害
- 11) 被保険者及びその承諾を得た者以外の運転者が運転中または使用中の事故
- 12) 無資格、無免許または酒気帯び・酒酔い・麻薬使用等での運転による事故
- 13) あらかじめ損害が起こる可能性が高いと予想される現場での損害
- 14) 機械能力を超える扱いや、使用方法とは明らかに違う使い方をして生じた損害
- 15) 無断改造や安全装置の解除または、取り外しての作業、高さ制限を超えた積載や転倒防止不設置による作業、機械能力を超えた作業等により生じた損害事故
- 16) 競技または曲技のために使用
- 17) 第三者賠償のうち法的賠償責任範囲外の場合
- 18) 事故及びその損害を証明する書類がない場合
- 19) 鍵の保管等、盗難防止措置を行わなかった場合の盗難
- 20) 盗難に対して所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類のない場合
- 21) 機械や車両部品の部分盗難
- 22) 法律上必要な措置を講じずそれが原因で生じた損害
- 23) 差押え、没収、収用、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- 24) 電氣的、機械的故障、自然の摩耗、変色、腐食、凍結、自然発熱に起因する損害事故
- 25) 汚損、擦損、塗料剥離等対象が有する機能の喪失または低下を伴わない外観上の損害事故
- 26) 潮風、海水等による塩害による損害
- 27) 使用燃料・油脂類の違いによる損害
- 28) 管球類・消耗品・アタッチメント・鉄板・油・ホース類に対する損害
- 29) 作業時に常時地面に接する部分品（バケット・キャタピラ・タイヤ・排土板等）の損害事故
- 30) 賠償請求に関し間接損害及びビジネスリスク
- 31) 事故及び故障が判明して直ぐに当社への報告がなされなかった場合
- 32) 当社のレンタル約款の各項に違反して使用された場合
- 33) その他、当社引受保険会社の保険約款・規定で免責に該当するもの

注1 契約保険金額を超える補償額は借主のご負担となります。

注2 事故の際は当事者間での示談交渉は補償適用外になりますので、絶対にお辞めください。